

埼玉県警察広告付行政情報モニター設置及び管理運営事業者募集要項

1 目的・趣旨

埼玉県では、民間との連携により、県民サービスの向上と県有財産の有効活用を図るため、埼玉県警察施設に広告付行政情報モニター（以下「情報モニター」という。）の設置及び管理運営を行う事業者を募集します。

当要項は、当該募集に当たり必要な事項を定めるものです。

2 事業内容

(1) 業務名

埼玉県警察広告付行政情報モニター設置及び管理運営業務

(2) 情報モニター設置場所及び年間来庁者見込数

警察署名		住所	見込数
ア	大宮警察署	埼玉県さいたま市大宮区北袋町一丁目 197 番地 7	約3万6千人
イ	浦和東警察署	埼玉県さいたま市緑区東浦和七丁目 42 番地 1	約2万4千人
ウ	浦和西警察署	埼玉県さいたま市中央区上峰三丁目 4 番 1 号	約2万2千人
エ	大宮東警察署	埼玉県さいたま市見沼区大字風渡野 35 番地 1	約1万9千人
オ	大宮西警察署	埼玉県さいたま市西区三橋六丁目 645 番地	約2万8千人
カ	川口警察署	埼玉県川口市西青木三丁目 2 番 4 号	約3万2千人
キ	武南警察署	埼玉県川口市大字辻 1010 番地の 2	約2万1千人
ク	岩槻警察署	埼玉県さいたま市岩槻区大字岩槻 5106 番地	約2万2千人
ケ	(仮称) 川口北警察署	埼玉県川口市大字西立野地内	約2万4千人
コ	熊谷警察署	埼玉県熊谷市石原 441 番地 4	約2万7千人
サ	行田警察署	埼玉県行田市大字長野 4195 番地 1	約1万0千人
シ	羽生警察署	埼玉県羽生市東七丁目 13 番地 1	約7千人
ス	加須警察署	埼玉県加須市大門町 19 番 53 号	約1万4千人

※なお、(仮称) 川口北警察署にあっては、近接する同規模警察署の見込数としています。

(3) 業務内容

埼玉県警察広告付行政情報モニター仕様書（別添）のとおり

3 公募実施スケジュール

スケジュールは次のとおりです。詳細は「7 応募方法」以下をご確認ください。

項 目		日 程
1	募集要項の公表	令和8年 7月 27日（月）
2	質問の受付期間	令和8年 8月 3日（月）～8月 7日（金）
3	質問の回答	令和8年 8月 12日（水）
4	応募申込書等提出期間	令和8年 8月 14日（金）～8月 20日（木）
5	事業者の決定	審査終了後（令和8年9月中旬予定）
6	情報モニターの稼働（運用開始）	令和9年 2月 1日（月）以降

4 施設設置に係る留意事項

(1) 施設の使用

情報モニターの設置場所の使用については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第2項の規定による行政財産の貸付に基づく使用とし、県有財産賃貸借契約書を締結します。

(2) 貸付期間

貸付期間は令和 9 年 2 月 1 日から 5 年間とします。※ 更新なし

(3) 貸付面積

貸付面積は、設置する機器を床面に投影した面積とします。

(4) 行政財産の賃貸借料

行政財産の賃貸借料は、契約事業者が企画提案により提示した金額とし、各年度に本県が指定する納付書により、本県の指定する期限までに納付するものとします。

なお、令和 8 年度及び令和 13 年度については、日割りした額とします。

(5) その他必要経費等

情報モニターの製作、設置、維持管理、撤去等に関する経費及び原状回復に要する費用は、契約事業者の負担とします。

5 応募資格

本募集に応募することができる者は、応募時において次の要件を全て満たす者となります。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (3) 埼玉県暴力団排除条例（平成 23 年条例第 39 号）第 2 条に規定する暴力団及びその暴力団員でないこと。
- (4) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でない者
- (5) 成年被後見人、被保佐人又は破産者でない者
- (6) 国税及び地方税を完納している者
- (7) 令和 8 年 7 月 27 日から事業者の決定日までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成 21 年 4 月 1 日施行）に基づく入札参加停止措置を受けていない者

6 現地状況確認等

設置場所の状況確認を希望する場合は、令和 8 年 7 月 27 日（月）から 7 月 29 日（水）の午前 9 時から午後 5 時までの間に 7 (3) の提出先に電話で連絡し、令和 8 年 8 月 3 日（月）から 8 月 7 日（金）の内、希望する日を申し出てください。日程調整後、実施日を連絡します。

なお、川口北警察署にあっては、現在、建設途中であることから、設置場所の状況確認に代えて、現状の設置場所写真の提供となります。

7 応募方法

(1) 書類提出期間

令和 8 年 8 月 14 日（金）から令和 8 年 8 月 20 日（木）まで
午前 9 時から午後 4 時まで（土曜日、日曜日を除く。）

提出後に参加を辞退する場合は、辞退届（様式任意）を提出してください。

(2) 提出方法

持参又は郵送

※ いずれの場合も、前記期間に必着。

(3) 提出先

〒330-8533

さいたま市浦和区高砂三丁目 15 番 1 号

埼玉県警察本部総務部財務局施設課管財係

電話 048-832-0110 FAX 048-825-7125
E-mail shisetsuka@mail.police.pref.saitama.jp

(4) 提出書類

ア 事業者に関する書類

- (ア) 応募申込書（様式第1号）
- (イ) 誓約書（様式第2号）
- (ウ) 会社概要（パンフレット等）
- (エ) 登記事項証明書（提出時から3か月以内に発行された現在事項証明書等の原本）
- (オ) 財務諸表類（直近3か年分の貸借対照表、損益計算書の写し）
- (カ) 納税を証明する書類（直近1か年分の法人税、消費税及び地方消費税、法人県民税、法人事業税の納税証明書等）
- (キ) 同様の事業実績に関する書類（様式任意。契約書等で可。事業実績件数分を提出すること。ただし、4件以上の事業実績がある場合は、4件分の事業実績が分かる書類を提出してください。）

イ 企画提案書（任意様式）

(5) 提出書類作成上の注意

ア 提出書類の規格は原則としてA4版横とします

イ 書類は正本1部及び全ての書類に関する電子データを提出してください。

なお、書類（電子データを含む。以下同じ。）は返却しません。

また、書類は今回の選考以外には使用しません。

ウ 企画提案書は、次の事項を必ず記載してください。

- (ア) 会社概要（事業者名、所在地、資本金、設立時期、従業員数、主な事業等）
- (イ) 設置する広告付行政情報モニターの仕様（構造、寸法、機能、創意工夫点等）
- (ウ) 広告付行政情報モニター設置後のイメージ図
- (エ) 設置スケジュール等（工事、稼働予定日）
- (オ) 設置後の運営体制（事務管理体制、運用方法、維持管理方法等）
- (カ) 広告運用方法（広告主の募集方針、選定方法等）
- (キ) 事業収支計画
- (ク) 県への賃貸借料支払額（年額）

8 質問の受付及び回答

本募集に係る質問及び疑義がある場合は、次により質問を行うことができます。

- (1) 提出様式 質問書（様式第3号）
- (2) 受付期間 令和8年8月3日（月）から令和8年8月7日（金）まで
- (3) 提出先 前記7(3)と同じ
- (4) 提出方法 電子メール（送信後、電話による受信確認をお願いします。）
- (5) 回答 提出された質問への回答は、令和8年8月12日（水）に質問書を提出した者全員に電子メールで回答します。

9 審査

(1) 審査方法

提出されたすべての書類を基に書面審査を実施します。

なお、提案していただいた県への賃貸借料支払額が、予定価格（県が定める最低価格。非公開。）を下回った場合は失格とします。

また、企画提案に係るプレゼンテーションを別途実施します（企画提案書を基に実施）。プレゼンテーションの詳細については、企画提案書を提出した者に対し、後日連絡します。

(2) 審査基準

最優秀提案者の選定に当たっては、審査基準（別紙）に基づいて審査し、選定します。

(3) 審査結果

審査結果については、企画提案書を提出した者全員に書面で通知します。

なお、審査の過程などに関する問い合わせには一切応じません。

(4) 選定後の手続

最優秀提案者を候補者とし、設置に向けた協議を行います。

なお、協議の結果、企画提案の一部を変更することがあります。

10 無効となる応募等

(1) 次のいずれかに該当する応募は無効とします。

ア 不正行為による応募

イ 応募申込書（添付書類を含む。）に虚偽の記載を行った応募

ウ その他募集に関する規定等に違反した応募

(2) 書類の補正

提出した書類は、提出期限を過ぎた後に書換え、差し換え又は撤回をすることができません。ただし、埼玉県から補正を求められた場合は、この限りではありません。

11 その他

(1) 応募者が一者のみであった場合でも前記9による審査を実施し、本業務を実施するにふさわしいか否かを評価して、ふさわしいと判断した場合は候補者とします。

(2) 貸付に伴う権利の全部又は一部を第三者に譲渡し、転貸し、質入若しくは担保に供することはできません。

(3) 情報モニターの稼働（運用開始）は、令和9年2月1日（月）以降、速やかに稼働させてください（運用開始は令和9年度7月末までとします。）。

(4) 本要項に定めがない事項は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号）の定めるところによるものとします。

別紙

審査基準（募集要項 9 関係）

審査項目	審査着眼点	配点
実施能力（体制）	・ 情報モニターを企画・製作する能力があるか ・ 情報モニターの適正な維持管理を行うことができるか ・ 人員体制等が確保されているか ・ 設置スケジュールが適正に設定されているか	10
情報モニターの機能・仕様	・ 情報モニターのデザイン等が警察署にふさわしいものとなっているか ・ 枠の素材が長期の使用に耐えうるとともに、安全性に配慮しているか ・ 情報モニターは、放映したい各種情報を希望するスケジュールで放映できるか、また、機器の操作は分かりやすいか ・ 環境に配慮した工夫がなされているか ・ 多くの方に活用されるための創意工夫が施されているか	40
情報モニターの設置・運用	・ 落下、破損等の対策が取られているか ・ 契約終了時の原状復帰も適切に行えるか ・ 保守管理体制や緊急時の対応体制が取られているか ・ 情報更新が適切に行えることになっているか	20
広告の募集・運営	・ 広告主の募集方法、募集方針及び料金の設定は適正か	10
賃貸借料	・ 安定的な県の収入が見込まれるか	20